

一般土木建築工事業

ケース

C社

関東地方

1 事業所概要

ビルやレジュー施設建設、宅地・住宅などの開発及び販売など幅広く手がける総合建設会社。
従業員数は約1100人で、うち7人が身体障害者。

2 障害者雇用への取り組み

現在雇用している障害者はすべて身体障害者で、精神障害者や知的障害者はいない。健常者も障害者も基本的に中途採用は行っておらず、現在雇用している7人は全員、入社後に障害を持つようになった人のみである。

従業員の8割が技術職であり、施工管理技士や建設士等の資格を持っていないと業務上支障をきたすため、障害者を雇用できる部門が限られており、すでに技能や資格を持っている退職者を再雇用する方針で望んでいる。

3 採用・雇用管理等

建設業界の不況が続く中、人員を削減する方向にあり、健常者の新規採用も控えている現状である。

腎臓透析のために通院するなど、時差通勤や欠勤する必要がある場合は本人の申告で認めている。現在働いている7人は現場の施工管理とメンテナンス部門に配属されている。

Aさんの場合

【職種・雇用形態】

住宅メンテナンスのコーディネイト。嘱託。

【障害状況】

在職中に心臓疾患になりペースメーカー使用。障害等級は1級。60代男性。

【採用の経緯等】

60歳で定年を迎えて一度退職し、嘱託として再雇用した。この業務は経験や能力が重視されるため、新卒や中途採用者を募集するよりは、定年退職以前よりメンテナンス業務をしており、会社や仕事に慣れたAさんに残ってもらいたいと考え再雇用した。

【職務内容及び職務遂行の現状】

支店の住宅メンテナンス部門に勤務しており、以前販売した住宅から雨漏りや補修などの要請があると現場に出向いて修理箇所を診断し、施工業者を手配する仕事をしている。

施工業者がメンテナンスを行う際には同行し、きちんと修理できたかを確認するのが主な仕事だが、簡単な補修なら自分で行うこともある。ただし、屋根など高所に上ったり重い物を持つようなことはしない。

【雇用管理】

勤務時間は8時30分～17時30分、休日は土日・祝祭日。

仕事の性質上、お客さんの都合で夜間や休日に出向くことも少なくなく、残業も健常者の社員と同じようにこなしている。また、障害者だからといって職場の人たちも特別扱いはしていない。

体調については本人にしかわからないので、具合の悪い時は必ず申しでるように言っている。多少休暇取得が多いが、それ以外は健常者と同じよ

うに働いており、勤務評価や昇給なども健常者と同じ条件で行っている。

Bさんの場合

【職種・雇用形態】

メンテナンス部門の管理職。正社員。

【障害状況】

管理職になった後に心臓疾患になりペースメーカーを使用。障害の等級は4級。50代男性。

【採用の経緯等】

新卒時から勤務しており、勤続37年。

【職務内容及び職務遂行の現状】

支店の住宅メンテナンス部門の部長として勤務しており、デスクワークが中心の業務である。一級建築士の資格も持っており、管理職としての職務能力は何ら健常者と変わらない。

【雇用管理】

勤務時間は8時30分～17時30分、休日は土日・祝祭日。残業は健常者と同じようにこなしている。

障害者になったのは数年前で、すでに部長職であったが、役職もそのまま勤務している。職場の部下も上司が障害者であることで特に支障は感じていないようである。

